

リフォームに関する注意事項

専有部分のリフォームにあたり、下記を厳守してください。

1.
ガスコンロと換気扇は、電磁弁による連動が必須条件です。換気扇が回っていないとガスコンロにガスが供給されないことを必ず確認してください。
2.
各部屋ごとの火災感知器の設置は必須条件です。室内間仕切りを変更する場合、各部屋(納戸等も含む)に火災報知器が必ず 1 つあることを確認してください。火災報知機のない部屋が出来た場合には増設することが必要です。
3.
水回り(キッチン、ユニットバス、トイレ)の改装および給湯器の入れ替え、修繕の際、給排水管を再接続後、必ず給水側は圧力テスト、排水側は通水テストを行い、水漏れの無いよう留意してください。リフォームにより水漏れが発生し、他の住戸に被害を与えた場合は、自己責任による解決が必要です。管理組合は関与しません。
4.
床材を板張り、フローリング等に改装する場合、2 階以上の住戸は、JIS 遮音等級 LL40 に該当する床材を使用し、申請書にその数値を示すカタログ等を添付してください。添付していない場合は添付し再度申請書を提出してください。
5.
配管工事等にて床コンクリート「はつり」を伴う工事については、工事日、時間を申請書に記入して日時を厳守してください。
また、3日前までに近隣の住居に書面で通知してください。

以上